

# 産前産後の期間相当分(4ヶ月分) 国民健康保険税が免除されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定(出産)の国民健康保険被保険者が対象です。  
妊娠 85 日以上の出産が対象。(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む)
- 出産予定の 6 ヶ月前から届出ができます。(出産後の届出も可能)

## 国民健康保険税の免除対象期間

- 令和5年度においては、対象の期間が令和6年1月以降の期間について国保税が減額されます。(図1参照)



図1

	令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
単胎出産				出産予定月			

※図1(例)・・・令和5年11月に出産した場合は、令和6年1月相当分が減額となりますが、令和6年1月より前の期間については、減額の対象にはなりません。

- その年度に納める国保税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月まで(4ヶ月分)の国民健康保険税が減額されます。(図2参照)

図2

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎出産				出産予定月		

※出産者の対象期間の所得割額と均等割額が年税額から減額されます。  
※世帯の年税額が限度額となっている方は減額にならない場合があります。  
※多胎出産の場合は6ヶ月分が減額されます。(図3参照)

図3

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
多胎出産				出産予定月		

## 届出に必要な書類等

- 産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など) ※別世帯の方が申請の場合は委任状必要
- 母子健康手帳など(出産予定日(出産日)がわかる書類)



## 届出先

- 多古町役場 税務課 課税係 ☎0479-76-5402